資料 No. 9

第69回 横浜市港湾審議会

〔議題〕

- 1 横浜港港湾計画の軽易な変更
- 2 横浜港臨港地区内の分区の変更
- 3 令和3年度港湾環境整備負担金 の負担対象工事の指定

1

【議題1】

横浜港港湾計画の軽易な変更 【議題2】

横浜港臨港地区内の分区の変更

諮問書(写)

港湾政第241号 令和3年12月17日

横浜市港湾審議会 委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春



横浜港港湾計画の軽易な変更について (諮問)

横浜市港湾審議会条例第2条の規定に基づき、横浜港港湾計画の軽易な変更について、 貴審議会の意見を求めます。

3

諮問書(写)

港湾政第241号 令和3年12月17日

横浜市港湾審議会 委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春



横浜港臨港地区内の分区の変更について (諮問)

横浜市港湾審議会条例第2条の規定に基づき、横浜港臨港地区内の分区の変更について、 貴審議会の意見を求めます。

港湾計画の変更と臨港地区分区の変更

港湾計画の変更(軽易な変更)案件

- 〇内港地区(新港地区)
 - ·土地利用計画の変更(港湾関連用地→都市機能用地)

臨港地区分区変更の案件

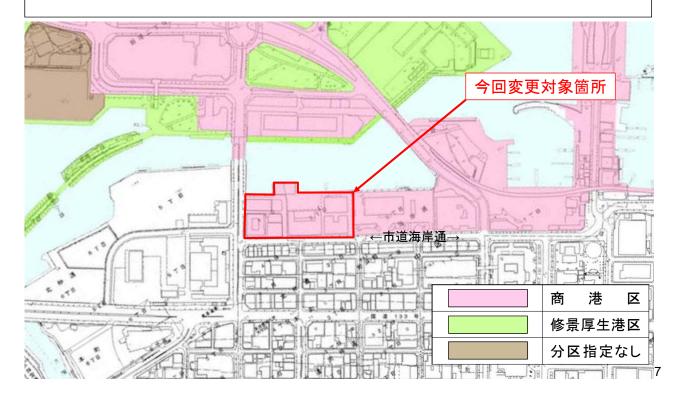
- 〇内港地区(新港地区)
 - ·臨港地区の分区解除(商港区→分区指定なし)
- ○本牧地区
 - ・臨港地区の分区変更(商港区→工業港区)

港湾計画の変更と臨港地区分区の変更位置図 磯子地区 内港地区 金沢地区 山下ふ頭地区 土地利用計画の変更 (港湾関連用地→都市機能用地) 臨港地区分区の解除 本牧地区 臨港地区分区の変更 (商港区→分区指定なし) (商港区→工業港区) 本牧ふ頭地区 鶴見地区 南本牧心頭地区 大黒ふ頭地区 新本牧心頭地区 凡例 】港湾計画変更箇所 □ 臨港地区分区変更

5

【内港地区】土地利用計画について①

- 〇中区海岸通地区は横浜港開港直後に埋め立てられ、港湾に関連する企業や横浜税関、神奈川県 警察本部などが立地する市街地である。
- 〇市道海岸通から北側(海側)の区画は横浜港臨港地区(商港区)に指定している。



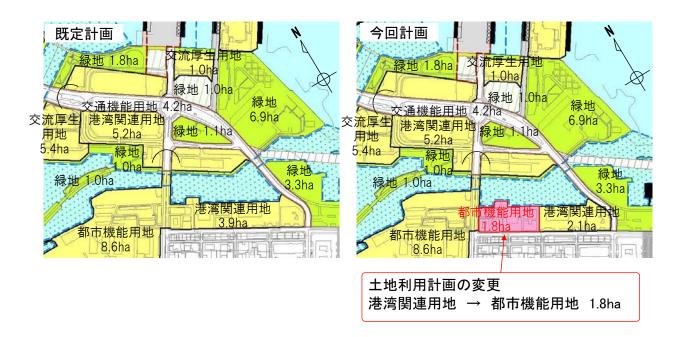
【内港地区】土地利用計画について②

- 〇当地区は、横浜市都心臨海部再生マスタープランにおいて、都心機能の強化や、内港地区の土地 利用転換による新たな賑わい拠点づくりが位置付けられている。
- 〇そのため、北仲通地区や新港地区等を結ぶ結節点としての活性化を目指し、業務や商業機能等の 複合的な土地利用を誘導する。
- 〇また、ウォーターフロントに面した立地を活かした賑わいの形成や歩行者空間の整備、歴史的構造物 等の積極的な保全活用を図り、伝統と風格ある街並み景観を形成する。
- 〇まちづくりの実現に向けて、地区計画の決定等、都市計画法にもとづく必要な手続きが進められて おり、12月5日、6日に事業者による説明会が行われた。



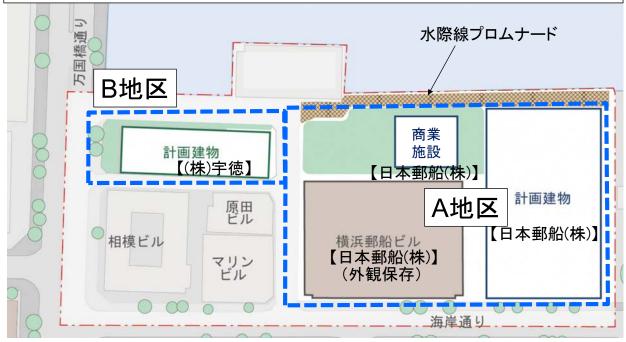
【内港地区】計画変更の内容(土地利用計画)

○そのため、港湾計画の土地利用計画について、港湾関連用地から都市機能用地に変更を行う。



【内港地区】土地利用計画について③

- 〇A地区は、日本郵船株式会社横浜支社社屋の歴史的な建造物を活かしながら、隣接地に業務・ 商業機能を有する複合施設等を整備する計画で、2022年に着手予定である。
- 〇B地区は、株式会社宇徳本社社屋の移転にあわせ、業務・商業機能を有する複合施設を整備する計画で、2022年に着手予定である。
- 〇そのため、A地区及びB地区において、臨港地区の分区指定(商港区)を解除する。

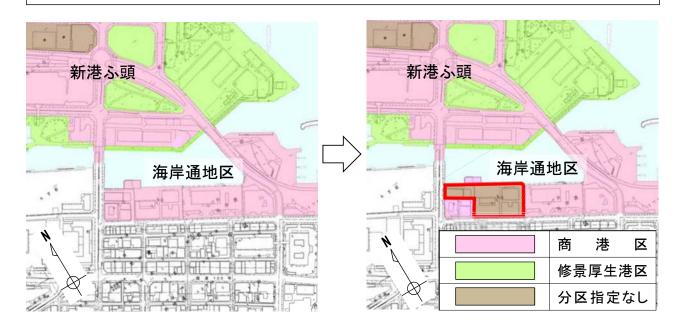


9

【内港地区】臨港地区内の分区の変更(商港区→分区指定なし)

〇分区を次のとおり変更する。(内港地区(新港地区))

商港区 → 分区指定なし(約1.4ha)



11

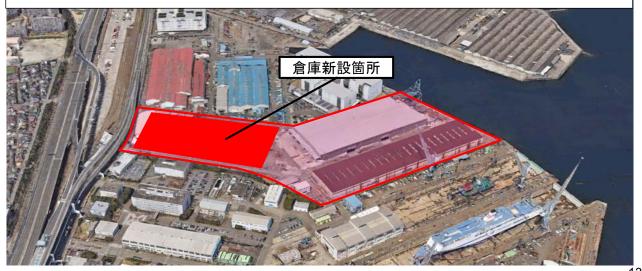
【本牧地区】土地利用の現状①

- 〇本牧地区は昭和40年代に造成した埋立地で、エネルギー産業、造船業等の工場や専用埠頭として利用されている。
- 〇本牧地区全域を横浜港臨港地区(工業港区または商港区)に指定している。



【本牧地区】土地利用の現状②

- 〇立地企業*がリチウムイオン蓄電池の貯蔵需要に応えるための保管機能を有した倉庫の新設を 計画している。 *日本通運㈱横浜支店本牧物流センター
- 〇リチウムイオン蓄電池の電解液を1,000リットル以上保管する場合は、消防法上の危険物として 取扱う必要があり、「横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」において、 商港区には建築できない。
- 〇一方、リチウムイオン蓄電池の取扱いは、脱炭素化に向けた取組の一環であり、横浜港の機能強 化に資するものである。
- ○周辺の土地利用との整合も図ることができるため、商港区から工業港区へ変更する。



13

【本牧地区】臨港地区内の分区の変更(商港区→工業港区)

〇分区を次のとおり変更する。(本牧地区)

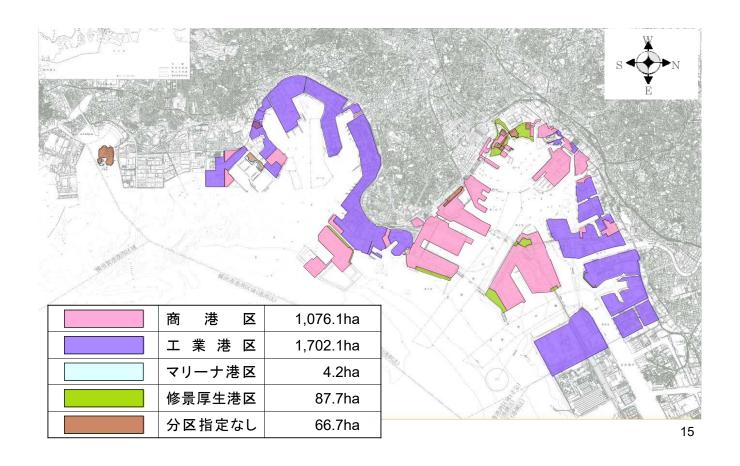
商港区 → 工業港区 (約10.0ha)



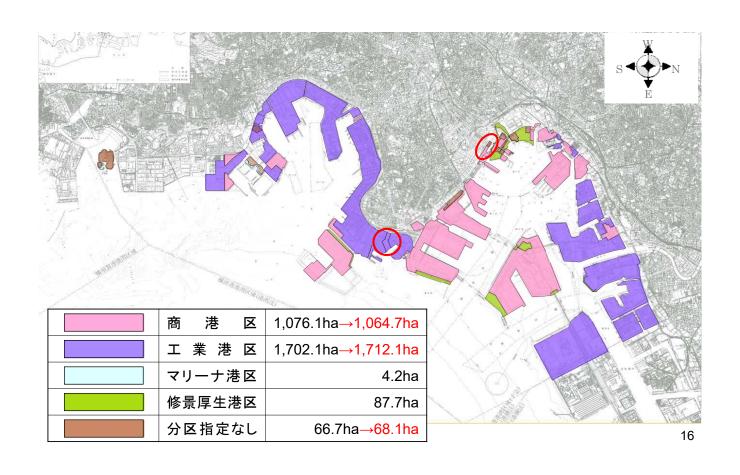




横浜港臨港地区の分区指定状況



横浜港臨港地区の分区の変更



【議題3】

令和3年度 港湾環境整備負担金 の負担対象工事の指定

17

諮問書(写)

港湾港第 461 号 令和3年12月17日

横浜市港湾審議会 委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春



令和3年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について(諮問)

横浜市港湾環境整備負担金条例(昭和55年3月横浜市条例第8号)第4条 第1項の規定により港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定をするにあた り、同条例第12条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

港湾環境整備負担金について

〇臨港地区又は港湾区域に存する一定規模以上の事業場に係る事業者に、港湾の 環境整備に資する工事に要した費用の一部を受益者負担の観点から負担いただくもの

(負担対象事業者)

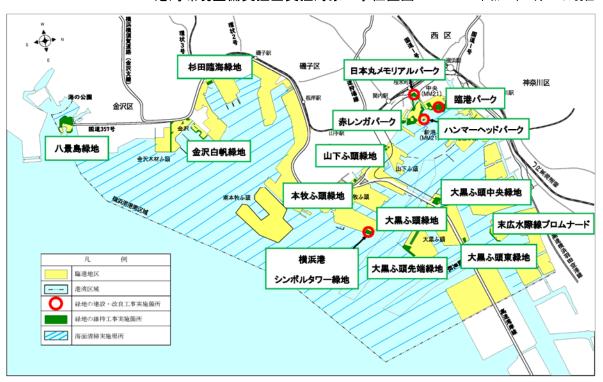
臨港地区又は港湾区域にある工場又は事業場の敷地面積の合計が10,000mg以上の事業者

工事の種類	工事が実施された場所	負担の割合		
港湾環境整備施設 (緑地)の建設 又は改良の工事	本牧ふ頭地区 内港地区	1/8、1/16		
港湾環境整備施設 (緑地)の維持の工事	大黒ふ頭地区 山下ふ頭地区 本牧ふ頭地区 内港地区 他	1/2、1/8、1/16		
港湾における漂流物の 除去その他の清掃 (海面清掃)	横浜港港湾区域内	1/2		

19

港湾環境整備負担金負担対象工事位置図

令和3年3月31日現在



負担金額の算定について

○全対象事業者の負担額の合計は、約8,200万円となる見込み

(※対象事業者の1㎡あたりの負担額単価は例年どおり4.4円)

工事の種類	工事に要し た費用(円)	負担割合	負担対象額 (円)	
港湾環境整備 施設の建設又 は改良の工事	256,938,165	1/8、1/16	17,538,135	
港湾環境整備 施設の維持の 工事	250,231,404	1/2、1/8、 1/16	34,864,928	
港湾における 漂流物の除去 その他の清掃	136,071,357	1/2	68,035,678	
合計	643,240,926	_	120,438,741	

事業場面積の割合を乗じて算

負担額(円)
11,744,461
24,059,400
46,694,391
82,498,252

単価推移(円)

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
年度									
4. 6	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4

21

令和3年度港湾環境整備負担金対象工事の例

(1)港湾環境整備施設の建設の工事







植栽工



ウッドデッキエ



自然石舗装



令和3年度港湾環境整備負担金対象工事の例

(2)港湾環境整備施設の維持の工事

・大黒ふ頭緑地における剪定





・杉田臨海緑地におけるベンチ補修





23

令和3年度港湾環境整備負担金対象工事の例 (3)港湾における漂流物の除去その他の清掃

港湾区域における海面清掃



